

決	校 長	教 頭	担当者	文書係
裁				



28 高教福第 255 号

平成 28 年 5 月 27 日

各市町村（学校組合）教育長 様

教職員・福利課長

（公 印 省 略）

児童手当の現況届について（依頼）

児童手当を受給している職員については、平成 28 年 6 月以降の受給資格の決定を行う必要があります。

つきましては、貴管内の学校長に周知を図るとともに、児童手当を受給している教職員に、下記の要領で現況届を提出（児童手当法施行規則第 4 条第 1 項）するようご指導くださいますようお願い申し上げます。

記

1 事務手続きについて

「現況届」を 6 月中に貴委員会経由で提出してください。

< 必要書類 >

- （１）児童手当認定等請求書（届）
- （２）世帯全員の住民票（世帯主氏名及び世帯主との続柄を省略していないもの）
- （３）届出者の証明書（児童手当用）又は所得証明書（下記 2（４）参照）
- （４）届出者の配偶者の証明書（児童手当用）又は所得証明書

（配偶者が職員の控除対象配偶者になっていることが上記（３）の証明書に明確に示されている場合又は配偶者がいない場合は省略可）

※ 届出者と児童が別居している場合や、離婚協議中である父母が別居している場合などは、追加書類が必要です（児童手当に関する手引（平成 24 年 4 月以降）6 頁参照）。

※ 「世帯全員の住民票」とは、「世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。」等が記載されているものをいいます。

※ 諸手当の認定事務ではマイナンバーを利用しないため、住民票は本人を含む世帯員全てマイナンバーの表示のないものとしてください。表示があるものを添付する場合は、マイナンバーを黒塗りするなど、見えないようにして提出してください。また、住民票以外の添付書類についても同様とします。

※ 添付書類は原則として原本とし、写しの場合は所属長の原本証明を付けてください。



2 提出書類について

(1) 様式

「児童手当認定等請求書(届)」及び「証明書(児童手当用)」の様式は、別添様式のとおりです。

(2) 児童手当認定等請求書(届)

- ア すべての事項について記入してください。(記載例を参照のこと)
- イ 任命権者欄は、「高知県教育委員会」と記載してください。
- ウ 届出事由欄の認定・現況届・増額改定等の項目を○で囲んでください。
- エ 「支給要件児童欄」は、届出者が養育するすべての児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)について記入してください。
- オ 届出者の所得の状況欄及び配偶者の状況の所得欄には、下記3(2)の②に掲げる金額の合計(証明書(児童手当用)の②の額)を記入してください。

(3) 世帯全員の住民票

- ア 届出者及び児童の属する世帯全員の、世帯主の氏名及び世帯主との続柄を省略していない住民票を添付してください。
- イ 別居(住民票上別居及び住民票上同居も含む。)児童がある場合は、別添様式第2号及び、別居児童の世帯全員の住民票で世帯主の氏名及び世帯主との続柄が記載されたものを併せて提出してください。

なお、届出者が養育するすべての児童に、平成29年3月までの間に3歳以上小学校修了前の児童が含まれない場合で、別居児童が高校生等15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している場合は、別居児童の住民票を省略することができます。

(4) 証明書(児童手当用)又は所得証明書

- ア 平成28年度の市町村民税における所得等(=平成27年分の所得等)について市町村長の証明を受けてください。
- イ 高知市等、別添「証明書(児童手当用)」により証明を行っていない市町村に在住の職員は、この証明書様式によらず、当該市町村の発行する兼用の証明書で差し支えありません。

この場合、証明書に記載されている控除額の内訳に、児童手当(特例給付)における所得限度額と比較する所得を算出する際に対象とならない控除が含まれることがあるので留意してください(別紙「証明書(児童手当用)」の「控除」欄に記載している控除のみが対象です。)

3 所得額について

(1) 所得制限限度額表（平成 24 年 4 月から）

扶養親族等の数	所得制限限度額	備考
0 人	6 2 2 万円	扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、左記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族 1 人につき 6 万円を加算する。
1 人	6 6 0 万円	
2 人	6 9 8 万円	
3 人	7 3 6 万円	
4 人	7 7 4 万円	
5 人	8 1 2 万円	

（注）扶養親族等の数が 6 人以上の場合の限度額は、1 人につき 38 万円（扶養親族等が

老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは 44 万円）を加算した額。

(2) 所得額の計算式

児童手当法第 5 条第 1 項に規定する所得の額 ①

= ② に掲げる金額の合計 - 8 万円 - ③ に掲げる控除額

②	③										
地方税法に規定する ・総所得金額 ・退職所得金額 ・山林所得金額 ・土地等に係る事業所得等の金額 ・長期譲渡所得の金額 ・短期譲渡所得の金額 ・先物取引に係る雑所得等の金額	<table> <tr> <td> 地方税法に規定する ・雑損控除 ・医療費控除 ・小規模企業共済等掛金控除 </td><td>当該控除額</td></tr> <tr> <td>・障害者控除</td><td>27 万円（1 人につき）</td></tr> <tr> <td>・特別障害者控除</td><td>40 万円（1 人につき）</td></tr> <tr> <td>・寡婦（夫）控除 （地方税法第 314 条の 2 第 3 項の規定に該当）</td><td>27 万円 (35 万円)</td></tr> <tr> <td>・勤労学生控除</td><td>27 万円</td></tr> </table>	地方税法に規定する ・雑損控除 ・医療費控除 ・小規模企業共済等掛金控除	当該控除額	・障害者控除	27 万円（1 人につき）	・特別障害者控除	40 万円（1 人につき）	・寡婦（夫）控除 （地方税法第 314 条の 2 第 3 項の規定に該当）	27 万円 (35 万円)	・勤労学生控除	27 万円
地方税法に規定する ・雑損控除 ・医療費控除 ・小規模企業共済等掛金控除	当該控除額										
・障害者控除	27 万円（1 人につき）										
・特別障害者控除	40 万円（1 人につき）										
・寡婦（夫）控除 （地方税法第 314 条の 2 第 3 項の規定に該当）	27 万円 (35 万円)										
・勤労学生控除	27 万円										
租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に規定する ・条約適用利子等の額並びに条約適用配当等の額の金額											

児童手当よくある質問

● 届出等

問 1 児童手当の申請を行う場合必要な書類は何か。

(答) 新規 (第 1 子出生) : 届 2 枚 + 住民票 (世帯全員・続柄記載) + 父母両者の所得証明書
新規 (受給者変更) : 同上 + 2 重払い防止と 15 日以内の確認に消滅処分通知書の写し
増額改定 : 届 2 枚 + 増額の原因となる児童に係る書類 (住民票 (世帯全員・続柄記載) 等)
現況届 : 届 1 枚 + 住民票 (全員・続柄記載) + 父母両者の所得証明書
消滅 : 届 2 枚 + 事由及び発生年月日が確認 (手引き 7 頁) できる書類
受給資格者を配偶者に変更する場合は、父母両者の所得証明書 (コピー可。認定側に原本)
先に配偶者が認定された場合は、認定決定通知書の写し (事由及び発生年月日の確認書類)

問 2 配偶者が被扶養者となっている場合も配偶者の所得証明書は必要か。

(答) 職員の所得証明書に控除対象配偶者又は配偶者特別控除であることが明記されている場合は、配偶者の所得証明書を省略できます。

また、新規申請 (受給者変更) の場合の消滅処分通知書に配偶者の所得の方が高いと明記されている場合や、離婚協議中の同居優先により認定されている場合、増額改定請求の場合も配偶者の所得証明書を省略できます。

なお、これらの場合、配偶者の所得欄は空欄で結構です。

問 3 5 月に子どもが生まれたが認定請求と現況届は両方必要か。

(答) 新規認定 (5 月に第 1 子出生等) の場合は、一旦、請求を受付し、所得証明書は後日、速やかに提出させてください。この場合の現況届は不要です。

第 2 子以降の場合は、増額改定請求と現況届の両方が必要となります。

問 4 児童手当に係る扶養親族の数は何か。

(答) 市町村民税の課税計算上での控除対象配偶者及び扶養親族の数をいいます。

扶養親族等及び児童の数の欄へは、受給資格者の所得証明書の人数をそのままお書きください。
受給資格者の人数であり、父母併せての人数ではないので注意してください。

例 1 <申請者の人数だけカウントします>

父 (=申請者) の証明書 = 2 人、母の証明書 = 1 人の場合は、届 : 2 人

例 2 <16 歳未満の年少控除対象者も、証明書に人数の記載があれば、カウントします。>

父 (=申請者) の証明書 = 1 人 (年少の記載なし)、母の証明書 = 0 人の場合は、届 : 1 人

父 (=申請者) の証明書 = 一般 1 人 + 年少 1 人、母の証明書 = 1 人の場合は、届 : 2 人

例 3 <配偶者控除有 = 1 人、配偶者特別控除 = 0 人でカウントします。>

父 (=申請者) の証明書 = 配偶者控除 有 + 3 人の場合は、届 : 4 人

父 (=申請者) の証明書 = (配) 特別控除 31 万円 + 3 人の場合は、届 : 3 人

問5 別居の場合請求書へはどのように記入すればよいか。

(答) 住民票上の記載にかかわらず、居住の実態で記入してください。

同居であり、かつ、住民票上の住所で実際に居住している場合は、児童の欄の住居は記入を省略可能です。

問6 職員と児童が住民票の住所と実際の住所が異なる場合は、何が必要か。

(答) 住民票上は児童と別居だが実際は同居している場合、職員と児童のそれぞれが属する世帯全員と表示のある(両方とも世帯全員で取ること)住民票と第2号様式(監護・生計同一申立書)1枚が必要です。

住民票上は児童と同居だが実際は別居している場合は、世帯全員と表示のある住民票と実際に居住している住所を記載した第1号様式(届)と第2号様式(監護・生計同一申立書)が必要です。

最も年少の子が中学生であり、別居の子が高校生の場合は、別居の子の住民票を省略可能です。

問7 監護とは何か。

(答) 児童の生活について通常必要とされる監督、保護を行っていることをいいます。

問8 生計同一と生計維持の違いは何か。

(答) 生計同一とは、児童と養育者との間に生活の一体性があることをいい、児童と養育者が同居している場合には、明らかに生計を異にする場合以外は、通常、生計同一となります。

生計維持とは、児童の生計費の大半を支出していることをいい、父母等及び父母指定者のいずれにも監護されず、又は生計を同じくしない施設入所等児童を監護する場合などに使います。

問9 所得額の年度は今年度でなくてよいか。

(答) 平成28年度分の証明書を添付してください。平成28年度分の市町村民税額を算定するための平成27年分所得の証明の場合は、証明書は平成28年度分の市町村民税における所得、届は平成27年分所得額になります。

問10 譲渡所得とは何か。

(答) 一般的に土地、建物、株式、ゴルフ会員権など資産を譲渡することによって生ずる所得をいいます。(国税庁HP：<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1440.htm>)

受給資格者が譲渡所得がある旨の記載を行った場合であって、その譲渡所得の額が租税特別措置法に定める特別控除額以下であることにより市町村民税の課税対象とならないため、市町村民税課税台帳等によって把握できないときは、所管の税務署に照会又は資料の閲覧を求めて譲渡所得の額を把握する必要があります。

譲渡所得の把握に係る事務処理について (昭和54年11月19日付け児手第17号)

http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=tsuchi&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=10030 (厚生省児童家庭局児童手当課長通知)

● 受給資格等

問 11 生計を維持する程度の高い者はどのように判断すればよいか。

(答) 「生計を維持する程度の高い者」の判断にあたっては、まず父母等の所得を考慮することになり、原則として所得の高い方が「生計を維持する程度の高い者」となりますが、所得差が少ない場合等は、「①住民税上の扶養」、「②扶養手当の第一子認定」、「③住民票の世帯主」、「④健康保険の状況」により判断してください。

問 12 これまで認定していた職員の方が、わずかに前年所得が低かった場合どうすればよいか。

(答) 所得が最も優先される判断要件ですが、所得差がわずかである場合は、問 11 答の①～④のほとんどが職員である場合に、引き続き受給資格者として認定可能です。

許容される差について明文規定がないので、迷うような場合は相手方（市町村児童手当担当等）に事前に相談ください。

問 13 育休中により一時的に所得が減少した場合の取扱いはどうか。

(答) 原則、前年の所得で判定しますが、育休中の者に関しては、総合的に勘案したうえで（扶養手当の第 1 子出生時認定が職員の場合など）従来から所得が高かった（将来も所得が高くなる予定の）者を、引き続き受給資格者として認定できます。

問 14 受給資格者が変更となる時はどうすればよいか。

(答) 現況届を却下する場合や、認定替による新規認定をする場合は、相手方（市町村等）に事前に取り扱いを連絡し、確認をしてください。県と市町村の両方から却下したり、二重払いになったりすることがないように注意してください。

消滅(却下)処分があったことを知った日の翌日から 15 日以内に配偶者が申請すれば**6 月分**から支給できますので遅滞なく本人に交付してください。

(記入例：決定理由欄＝配偶者の所得が多かったため、摘要欄＝平成 28 年 5 月 31 日 消滅)

様式第1号

該当する届出理由を○で囲んでください。囲んでいない事例や、異なる事由を囲んでいる事例が多数あります。

児童手当認定等請求書

元号を○で囲んでいない事例があります。

平成 28 年 6 月 00 日提出

任命権者 高知県教育委員会 様	〇〇市立〇〇小学校	職 教諭	職員番号 111111	所属長 認 印	高知
氏名 土佐 龍馬	性別 男	生年月日 昭和 45 年 11 月 15 日	住所 高知市丸ノ内1-7-52		
請求・届出事由 認定・現況届・増額改定・減額改定・氏名変更・住所変更・消滅・その他（ ）					

18歳に達する日以後の3月31日までの間にある全ての児童を記入してください。現況届は高校生を記入していない事例、増額改定では増額児童のみを記入している事例が多数あります。

氏 名	続柄	性別	生年月日	同居 別居	別	住民票上の住所ではなく、実際に居住している住所を記入してください。	住 所	監護の有無 有・無	生計関係 同一・維持	非該当 年月日	非 該 当 事 由
土佐 半平太	長男	男	平成10年9月27日	同・別	別		東京都新宿区西新宿2-8-1	有・無	同一・維持		
土佐 以蔵	次男	男	平成15年1月20日	同・別	別			有・無	同一・維持		
土佐 慎太郎	三男	男	平成26年4月13日	同・別	別			有・無	同一・維持		
				別	別			有・無	同一・維持		
※養育する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるすべての児童											

譲渡所得の有無を○で囲んでください。

○で囲んでいない事例や囲む箇所を誤っている事例が多数あります。
現況届、認定及び増額改定の場合は原則監護が有、生計関係は同一になります。

配偶者控除又は配偶者特別控除となっている場合は、配偶者の所得の記入及び所得証明書の添付が省略できます。

所得の有無 有・無	氏 名 土佐 竜
所得の状況 平成 27 年分所得額 5,678,900 円	住所 高知市丸ノ内1-7-52
扶養親族等及び児童の数 今年度の現況届は27年になります。	職 業 無職
備考	所得

所得額を記入してください。収入額を記入している事例があります。

所得証明書の扶養親族等の数を記入してください。出生した児童の数を加算している事例や夫婦の合計数を記入している事例が多数あります。

※ 決 定 通 知	
決定内容	認定・却下 改定・消滅
支給開始又は 改 定 年 月	平成 年 月 日
月手当額	円
となる児童数	人
毎期支給額	円
決定理由	摘要
	取扱者印
左記のとおり決定する。なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。	
平成 年 月 日	
認定者職氏名	
印	

様式第1号

該当する届出理由を○で囲んでください。囲んでいない事例や、異なる事由を囲んでいる事例が多数あります。

児童手当認定等請求書

平成 27 年 6 月 00 日提出

任命権者

高知県教育委員会 様

〇〇市立〇〇小学校

職

教諭

職員番号

111111

所属長
認 印

高知

氏名

土佐 龍馬

土佐

性別

男

生年月日

昭平

60年11月15日

住所

高知市丸ノ内1-7-52

請求・届出事由

認定・現況届

増額改定・減額改定・氏名変更・住所変更・消滅・その他（

）

18歳に達する日以後の3月31日までの間にある全ての児童を記入してください。現況届は高校生を記入していない事例、増額改定では増額児童のみを記入している事例が多数あります。

氏 名	続柄	性別	生年月日	同居 別居	住民票上の住所ではなく、実際に居住している住所を記入してください。	住 所	監護の有無	生計関係	非該当 年月日	非 該 当 事 由
土佐 半平太	長男	男	平成9年 9月27日	同・別 同・別		東京都新宿区西新宿2-8-1	有・無 有・無	同一 維持		
土佐 以蔵	次男	男	平成15年 1月20日	同・別 同・別		同居	有・無 有・無	同一 維持		
土佐 慎太郎	三男	男	平成26年 4月13日	同・別 同・別		同居	有・無 有・無	同一 維持		
				別 別			有・無 有・無	同一 維持		

譲渡所得の有無を○で囲んでください。

○で囲んでいない事例や囲む箇所を誤っている事例が多数あります。
現況届、認定及び増額改定の場合は原則監護が有、生計関係は同一になります。

配偶者控除又は配偶者特別控除となっている場合は、配偶者の所得の記入及び所得証明書の添付が省略できます。

※養育する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるすべての児童

譲渡所得の有無

有

無

所得の状況

平成 26 年分所得額 5,678,900 円

所得額を記入してください。収入額を記入している事例があります。

扶養親族等
及び児童の数

今年度の現況届は 26 年になります。

4 人
者及び老人扶養親族の合計数 1 人

氏 名 土佐 竜

高知市丸ノ内1-7-52

無職

所 得

備考

所得証明書の扶養親族等の数を記入してください。出生した児童の数を加算している事例や夫婦の合計数を記入している事例が多数あります。

※ 決 定 通 知

決定 内容	認定・却下 改定・消滅	支給開始又は 改定年月	平成 年 月 から	月手当額 円	となる児童数 人	毎期支給額 円
決定理由	参考までに 27年度の記入例です。				左記のとおり決定する。なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。 平成 年 月 日 認定者職氏名 印	